

『運動会延期等の判断基準と学校の対応』

★ 「判断基準1」「判断基準2」に該当する場合、飯豊町教育委員会と相談の上、期日の延期等について判断する。

★ 教職員が感染した場合は、状況に応じ、実施の可否を判断する。

判断基準 判断期間	判断基準 1 児童が感染者となった場合	判断基準 2 家庭内で感染者が発生し、児童が濃厚接触者となった場合
<p style="text-align: center;">2週間 (運動会特別 時間割期間)</p> <p style="text-align: center;">8月27日(土) ～ 9月9日(金)</p>	<p>① 感染した児童は、療養期間(「症状有」10日間、「無症状」7日間)が9月10日(土)、または13日(火)まで解除した場合、運動会に参加できる。</p> <p>② ①により、9月10日(土)、または13日(火)のいずれかに全員参加が可能であれば、運動会は延期せず全ての種目を実施する。但し、13日(火)の場合は、PTA種目と幼児種目は行わない。</p> <p>③ ②が不可能な場合は、9月26日(月)に延期する。</p> <p>④ 9月26日(月)に実施できない場合は、雨天順延時と同様に運動会を中止し、体育の時間に徒競走の記録のみ測定する。</p>	<p>① 対象児童は、待機期間(「検査を行わない」5日間、「検査を行う」3日間)が解除した場合、活動に参加できる。対象児童以外は、体育の授業、放課後の特別活動を継続する。</p> <p>② ①により、9月10日(土)、または13日(火)のいずれかに全員参加が可能であれば、運動会は延期せず全ての種目を実施する。但し、13日(火)の場合は、PTA種目と幼児種目は行わない。</p> <p>③ ②が不可能な場合は、9月26日(月)に延期する。</p> <p>④ 9月26日(月)に実施できない場合は、雨天順延時と同様に運動会を中止し、体育の時間に徒競走の記録のみ測定する。</p>